

養育費の取決めに 公正証書の作成費用等を助成します

養育費は子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育に必要な費用です。
子どもの健やかな成長を支えるために、養育費の取決めを行いましょう。

■ 対象者（以下のすべてにあてはまる方） ※公正証書や調停調書等の作成日から6か月以内に申請してください。

- ☐ 世田谷区内に居住されている方
- ☐ ひとり親の方または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方
- ☐ 公正証書等の債務名義作成にかかる費用を負担した方（公正証書は強制執行認諾条項付きに限る）
- ☐ 同一の事案（同じ内容の取決め）について他の自治体から助成等を受けていない方

■ 対象費用・助成上限

取決め方法	対象費用 ※養育費の取決めにかかった費用に限ります。	助成上限額
公正証書	公証役場に支払った公証人手数料	49,000円
家庭裁判所の 調停・裁判	調停や裁判の申立てにかかった以下の費用 ・収入印紙代 ・戸籍全部事項証明（戸籍謄本）等の添付書類取得費用 ・裁判所からの連絡用郵便切手代	

■ 申請方法（いずれかの方法で申請書類を提出）

- 窓 ☐ >>> 事前にお電話やオンライン上で窓口にお越しになる日を予約してください。
- 郵 送 >>> 簡易書留郵便でお送りください。郵便事故による紛失・不着等について、区では一切責任を負いません。
- 電 子 >>> 区ホームページ掲載のリンクより申請ください。（裏面の区ホームページ二次元コード参照）
(オンライン)

■ 申請に必要な添付書類

※取決め方法により必要な添付書類が異なります。

公正証書作成費用の助成 添付書類	調停・裁判申立て費用の助成 添付書類
☐ 子どもの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） ☐ 世帯全員の住民票の写し ☐ 振込先に指定する口座の情報がわかる書類 ☐ 公正証書（強制執行認諾条項付きに限る） ☐ 公証人手数料の領収書	☐ 子どもの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） ☐ 世帯全員の住民票の写し ☐ 振込先に指定する口座の情報がわかる書類 ☐ 裁判所の調停調書や判決書など ☐ 収入印紙代の領収書またはレシート ☐ 添付書類取得代の領収書またはレシート ☐ 連絡用の郵便切手代の領収書またはレシート

※裏面もお読みください

申請の流れ

※窓口にお越しになる場合は事前の予約をお願いします。

助成金申請
書類提出公正証書等を作成した日から
6か月以内に申請してください。

交付決定

決定通知を郵送いたします。
内容をご確認ください。

助成金の交付

交付決定後2週間以内をめぐに
指定口座にお振込みします。

養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成事業の問合せ・申請先

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課 子ども・子育て支援
世田谷区世田谷4-22-33（世田谷区役所 西棟3階）
電話：03-5432-2569 ／ FAX：03-5432-3081



区ホームページ二次元コード
（養育費の取決めに関する
公正証書作成等費用助成事業）

養育費などに関するお悩み・ご相談がある方へ

養育費相談会

- ・年6回、土曜日または日曜日に相談会を開催しています。
区の家庭相談員が養育費等についての講演や個別の相談をおこないます。
- ・詳細は区ホームページの「養育費相談会ページ」をご覧ください。

区ホームページ（養育費相談会）▶



離婚前後の親支援講座

- ・年3回、講座を開催しています。お子さんやご自身のメンタルケアの他
養育費、親子交流等の離婚時に取り決めておきたいことを講師がお話します。
- ・詳細は区ホームページの「離婚前後の親支援講座」をご覧ください。

区ホームページ（離婚前後の親支援講座）▶

